

地域外来・検査センター運営マニュアル

令和2年4月28日 第1版

1 はじめに

- 本マニュアルは、帰国者・接触者外来の増加策及び外来の対応能力向上策の一つとして、都道府県・保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）が都道府県医師会・郡市区医師会等（以下「都道府県医師会等」という。）に運営委託を行い、行政検査を集中的に実施する機関である帰国者・接触者外来（以下「地域外来・検査センター」という。）を運営するに当たっての参考資料として作成したものである。地域外来・検査センターの運営委託や実施を考えている各自治体、都道府県医師会等は、他の医療機関をはじめとする関係者と十分に連携・調整し、地域の実情に応じて適宜内容に変更を加えつつ、柔軟に運用していただくよう願います。
- また、地域外来・検査センターへの運営委託ではなくても、帰国者・接触者外来へ医師等の医療従事者を派遣する等、外来の対応能力向上策を講じている地域も複数あるところであり、帰国者・接触者外来において外来診療・検査を行う際に参考となる内容も多々あるため、適宜、活用していただきたい。
- なお、下記内容については、今後も新しい情報・知見や、都道府県等との意見交換や問い合わせなどを踏まえ、改訂していく予定である。

2 共通事項

1) 設置前の準備

① 都道府県等の準備事項

- ・ 都道府県医師会等に対して、行政検査を集中的に実施する機関として地域外来・検査センターへの運営委託を行う。同時に、都道府県等は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第104号。以下「感染症法」という。）第15条に基づく調査（SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出（以下「PCR検査」という。）にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）に関する委託契約を締結する（「新型コロナウイルス核酸検出の保険適応に伴う行政検査の取

扱いについて」(令和2年3月4日付け健感発0304第5号)^{※1}及び「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて(一部改正)」(令和2年3月25日付け健感発0325第1号)^{※2}(以下両通知を合わせて「保険適用に伴う行政検査の通知」という。)を参照)。

- ・ 地域外来・検査センターにおいて採取した検体の検査を実施する民間検査機関等の選定に資するよう、地域外来・検査センターに対して、都道府県等は、契約可能な民間検査機関等の一覧を提供する。
- ・ 一方、地域外来・検査センターにおいて検体の検査も実施可能な場合や地域外来・検査センターの設置に伴って都道府県医師会等が新たに検体の検査を実施する機関を設置する場合には、都道府県等は検体検査を依頼する医療機関又は民間検査機関としての委託を行うことができる。
- ・ 都道府県等が个人防护具等の配分を行う場合には、地域外来・検査センターを優先的配分対象とするよう留意する。なお、新規にPCR検査を行うための検体採取を行う診療所等には、「医療機関等における医療用物資の緊急時の対応について」(令和2年4月24日厚生労働省医政局経済課(マスク等物資対策班))及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る病院の医療提供状況等の把握について」(令和2年3月26日付通知健感発0326第3号、医政地発0326第1号、閣副第325号)^{※3}におけるWEB調査に積極的な参加を働きかけるとともに、このWEB調査において、医療機関の在庫を把握し、医療機関から要請があった場合等には、国から当該医療機関に対する医療用物資の緊急配布の対象となる旨を周知する。

② 都道府県医師会等の受託者の準備事項

- ・ 地域外来・検査センターにおいて検査対象となる患者を紹介する地域の診療所等を事前に連携先として登録を行う。この際、登録を希望するかどうかを確認した上で、医師会員名簿等を活用して登録に代えて差し支えない。
- ・ 地域外来・検査センターにおいて従事する者、特に診療・検体採取を行う者は、感染予防策や検体採取方法について事前に訓練・準備を行っておく。

¹ <https://www.mhlw.go.jp/content/000604470.pdf>

² <https://www.mhlw.go.jp/content/000620443.pdf>

³ <https://www.mhlw.go.jp/content/000616507.pdf>

- ・ 地域の診療所等が地域外来・検査センターに患者を紹介する場合は、「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」（令和２年４月１５日付け事務連絡）※⁴の別添２の診療情報提供書※⁵（以下「診療情報提供書」という。）を原則として用いることについて、あらかじめ周知しておく。
- ・ また、事前に登録した地域の診療所等との間で、患者紹介に関する事項（診療情報提供書の受取方法、地域外来・検査センターの受診時間等の調整方法や受診の上での注意事項の伝達等）を調整しておく。
- ・ さらに必要であれば、地域の診療所等に対して、地域外来・検査センターが担う診療の範囲（実施する検査等）についても事前に周知しておく。
- ・ 地域の診療所等からのみならず、帰国者・接触者相談センターからも患者の紹介を受けるか否か等、地域外来・検査センターは帰国者・接触者相談センターや都道府県等と事前に調整・連携しておく。また、都道府県等及び地域の診療所等と、患者が陽性であった場合の患者への連絡・対応方法やお互いの情報共有の方法についても事前に調整・連携しておく。
- ・ 地域外来・検査センターの検査予定件数に見合った民間検査機関等を、都道府県等に相談して選定し、検査の委託契約を締結する。その上で、委託先の民間検査機関等と検体採取後の連絡方法、搬送方法、結果判明日時や検査結果の受理方法等の確認及び調整を行う。
- ・ 検体採取に必要な個人防護具、スワブ、輸送培地、場合によって二次輸送容器をあらかじめ十分量確保しておくとともに、医薬品等の卸売業者と情報共有を密にし、早めの発注を行う。なお、スワブについては国立感染症研究所の検体採取マニュアルを参照する（フロックスワブ以外にもレーヨン製やスポンジ製なども使用可能である）。
- ・ 医療機関の敷地外に、新たにプレハブ・テント又はドライブスルー方式で地域外来・検査センターを設置する場合は、病院又は診療所の開設に係る手続（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律 第 31 号）第 48 条に基づく臨時の医療施設である場合は除く）若しくは巡回診療の手続き等が必要であることに留意する。その際には、「新型コロナウイルス感染症対応に係る医療機関の開設手続等について」（令和 2 年 4 月 17 日付通知医政総発 0417 第 1 号、医政地発 0417 第 1 号、健感

⁴ <https://www.mhlw.go.jp/content/000622168.pdf>

⁵ <https://www.mhlw.go.jp/content/000622170.pdf>
<https://www.mhlw.go.jp/content/000622242.xlsx>

発 0417 第 1 号) ※⁶、「新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取り扱いについて」(令和 2 年 3 月 25 日付医政局総務課事務連絡) ※⁷も参考にすること。

③ 費用に関する事項

- ・ 都道府県等は、地域外来・検査センターの設置・運営に関して、委託契約に基づき、以下の費用を負担・補助する。

<運営に係る費用>

○感染症予防事業費等国庫負担（補助）金（国庫負担 1 / 2、都道府県等 1 / 2）

- ・ 地域外来・検査センターの運営にかかる人件費、備品、消耗品等の費用
- ・ 地域外来・検査センターの医療従事者の労災保険料
- ・ 地域外来・検査センターの医療従事者が、日本医師会等が契約する民間医療保険に加入する場合の保険料 等

なお、検査にかかる費用は地域外来・検査センターにより診療報酬で請求され、検査対象となった患者の自己負担相当額は別途都道府県等が地域外来・検査センターに支払うこととなる。

<設備整備に係る費用>

○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）*の補助対象

- ・ HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）
- ・ HEPA フィルター付パーテーション
- ・ 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）
- ・ 簡易ベッド
- ・ 簡易診察室及び附帯する備品

* 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）（国 1 / 2、都道府県 1 / 2。保健所設置市・特別区にかかる事業は間接補助(国 1 / 2、都道府県 1 / 2 の対象)。なお、都道府県負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）により措置する方向（補正予算案。補正予算案成立後は 4 月に遡及して補助対象とする予定）。

⁶ <https://www.mhlw.go.jp/content/000622823.pdf>

⁷ <https://www.mhlw.go.jp/content/000616079.pdf>

<診療報酬上の取扱い>

- 地域外来・検査センターにおける PCR 検査を保険診療として行う場合は、PCR 検査に係る費用の診療報酬を請求可能であり、また患者の PCR 検査料（SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出にかかる費用）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料にかかる自己負担分は公費負担となる（保険適用に伴う行政検査の通知を参照）。
- その他の診療報酬上の取扱いは、保険医療機関における通常の保険診療の場合と同様である（初診料、診療情報提供料、検査料（上記 PCR 検査に係るものを除く）等）。
- 病院又は診療所の開設に係る手続を行って、プレハブ・テントの設置又はドライブスルー方式等で新たに地域外来・検査センターを設置する場合に診療報酬を請求するためには、保険医療機関の指定に係る手続が必要であることに留意すること。その際、「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の開設に伴う保険医療機関の指定に関する取扱いについて」（令和 2 年 4 月 23 日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）^{※8}を参考にすること。

④ 地域外来・検査センターの公表

地域外来・検査センターに対する委託は、委託をしている自治体の住民に対して行政検査が円滑に行われるようにする観点から行うものであり、地域外来・検査センターの設置場所及び連絡先は、帰国者・接触者外来と同様に一般への公表は原則行わないものとし、新型コロナウイルス感染症が疑われる者は帰国者・接触者相談センターや地域の診療所等を通じて地域外来・検査センターを受診する流れとすることで、委託している自治体以外の住民が検査を求めて集中することなどにより混乱を来すことのないよう留意する。ただし、帰国者・接触者相談センターや地域の診療所等を通じずに疑い患者が受診しても十分な感染防止を行うことができ、また、通常より多数の患者が受診することとなったとしても診療体制に支障を来さないような場合では、この限りではない。

また、連携登録先の地域の診療所等については、公表を希望する場合には連絡先等を公表することとしても差し支えない。

⁸ <https://www.mhlw.go.jp/content/000624781.pdf>

2) 地域外来・検査センターにおける業務の流れ

① 患者受診前の事前準備

- ・ 地域の診療所等を経由し、又は患者本人に対して直接、地域外来・検査センターの場所、受診時間、受診方法（マスクを着用して受診すること、事前に自宅で体温を測ってメモしておくこと、ドライブスルー方式であれば自家用車のナンバーや車種等の連絡をすること等）を調整する。
- ・ 地域の診療所等から診療情報提供書（「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」（令和2年4月15日付け事務連絡）の別添2の診療情報提供書を原則とする。以下同じ）を事前に受理した場合はそれをリスト化する。
- ・ 検査容器の準備やラベル貼付を行う。

② 患者誘導、受付

- ・ 事前に調整した内容をもとに患者を誘導して受付を行う。
- ・ 受診方法について説明を行う。

③ 問診（診療情報提供書記載事項の確認、症状の確認等）、事前説明

- ・ 診療情報提供書を踏まえて患者の状態を確認する。
- ・ 検体採取方法について説明する。

④ 検体採取

- ・ 患者への本人確認や検体容器の名前と照合等を行った後、検体を採取し、適切に保管する。

⑤ 支払、事後説明

- ・ 診療に係る自己負担額を患者から徴収する。
- ・ その際、PCR検査料及び検体検査判断料のうち微生物的検査判断料に係る自己負担に相当する金額を患者に支払う。患者の負担と相殺することでも可（保険適用に伴う行政検査の通知を参照）。
- ・ 検査結果判明までの自宅待機時の注意事項、健康観察の必要性、結果判明時の連絡方法、陽性だった場合の今後の流れ（症状や患者の同居の家族の状況等を踏まえて入院治療が必要か、宿泊療養・自宅療養となるか）等の説明及び患者の情報の確認を行う（リーフレット等を利用）。

⑥ 患者帰宅

⑦ 消毒等

- ・ 施設内や患者が直接接触した場所の消毒・換気や従事者の個人防護具の交換を行う。

⑧ 検体搬送

- ・ 採取した検体を、地域外来・検査センターが契約を締結した民間検査機

関等へ、事前に協議した方法で搬送（郵送又は検査機関による搬送）。

⑨ 保健所への報告

- ・ PCR 検査を受けた患者の氏名、住所、生年月日等の必要な情報を、検査結果にかかわらず、地域外来・検査センター管轄の保健所へ全例報告を行う。その際、紹介元の診療所等から受け取った診療情報提供書に必要な情報を記載して報告を行う（電子通信機器等を用いた報告も可）。
- ・ その患者の検査結果が陽性の場合、感染症法に基づく発生届を提出する。
- ・ 入院調整、宿泊療養・自宅療養の調整窓口が上記の連絡先と異なる場合は、そちらへも連絡。

⑩ 患者・関係機関等への報告

- ・ 検査結果判明後、
 - 検査結果が陰性の場合には、地域外来・検査センターから電話等で患者に結果を説明
 - 検査結果が陽性の場合には、地域外来・検査センターから電話等で患者に結果を説明し、今後の流れについて保健所から連絡がある旨を伝えとともに、今後の流れ（入院又は宿泊療養・自宅療養の要否及び必要な準備等）についても可能な範囲で説明を行う。
- ・ また、紹介を受けた地域の診療所等にも連絡する。

⑪ その他

- ・ 都道府県等は、地域外来・検査センターからの報告を受けて、患者の状態や同居の家族の状況等に応じて患者の入院調整又は宿泊療養・自宅療養の準備を行う。
- ・ 診療を行った医療機関や都道府県医師会、郡市区医師会は、患者が宿泊療養・自宅療養を行う場合のフォローアップについて、保健所と協議の上、可能な範囲でフォローアップに必要な情報提供や協力を行う（「自宅療養を行う患者等に対するフォローアップ業務の委託について」（令和2年4月11日付け事務連絡）⁹等も参照）。
- ・ 保健所は必要に応じて積極的疫学調査等を実施する。

3) 人員体制

下記の体制を最低限の目安として人員体制を確保する。

- ① 医師：1名～（診療、検体採取等）

⁹ <https://www.mhlw.go.jp/content/000621104.pdf>

② 歯科医師、又は、

看護職・臨床検査技師

： 1 名～検体採取を予定する患者の人数に応じた適当数（検体採取、検体採取の補助、患者説明の補助等）

※歯科医師については、「新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について」（令和2年4月27日付け事務連絡）※¹⁰に基づき実施。

③ 事務職等： 1 名～（全体の監督や連絡調整、保健所への報告等）

④ 誘導員： 1 名～（主に野外で実施する場合の患者誘導等）

4）個人防護具等

- ・ すべての従事者は標準予防策であるサージカルマスクを着用し、手指衛生を徹底すること。
- ・ 検体採取者及びその補助者は、標準予防策に加え、眼の防護具（ゴーグル又はフェイスシールド）、ガウン、手袋を着用する。
- ・ エアロゾルが発生する可能性のある場合は、サージカルマスクではなくN95 マスク（またはDS2 など、それに準ずるマスク）を着用する。
- ・ 個人防護具を着用中または脱衣時に、眼鼻口の粘膜を触れないように注意し、着脱の前後で手指消毒を実施する。
※患者の飛沫を浴びた可能性がある場合は、手袋・フェイスシールド・ガウン等の交換又は消毒を実施する。
- ・ 診療・検体採取を行った患者が新型コロナウイルス感染症患者であることが判明した場合においても、上記の感染予防策を適切に講じていれば濃厚接触者には該当しないが、濃厚接触者に該当するか否かにかかわらず、従事者は毎日検温を実施し、自身の健康管理を強化すること。
- ・ 医師が医療従事者等に検査が必要と認める場合には、積極的にPCR 検査を行うこと。
- ・ ドライブスルー方式などで患者との接触が限定的でエアロゾルや分泌物への曝露がない場合は、手袋のみを交換するなど、患者ごとに個人防護具を全て取り換える必要はない。

¹⁰ <https://www.mhlw.go.jp/content/000625944.pdf>

3 地域外来・検査センターの設置場所・実施方法に基づく留意点

1) 診察室において実施

- 医療機関の診察室で診療・検体採取を行う。診察室のみならず、待合室や入口から診察室までの移動の廊下などにおいても、感染予防策に留意すること。また、予約制とするなど受診時間の事前調整を行うこと。

2) プレハブ・テント方式

- プレハブや大型のテント等を設置して、診療・検体採取を行う。テント型で壁のない場合は、診察室やプレハブに比べて換気が確保されており、また壁がないことから消毒の範囲も限られる。
- テント方式は、雨天・強風等の気象状況の影響を受けることとなるため、天候によって診療・検査の実施が左右されないような体制を整備する(雨天・強風時は屋根のある場所や建物の中に誘導して実施できるように場所を確保しておく)、天候によって中止する場合はその判断基準・タイミングや周知・連絡方法を決定しておく等の対応策を検討しておくこと。
- なお、プライバシーには十分留意すること。

3) ドライブスルー方式

- 医療機関の敷地内駐車場や公共施設の駐車場等の十分なスペースを確保できる場所で、自家用車で来院された方に対して、車内に患者がいる状態で診療・検体採取を行う。
- 地域の診療所等又は患者本人から直接、事前に、来院するときの患者の自家用車の車種、色、ナンバー等を確認する。
- 誘導員を配置し、事前に聞き取った車種、色、ナンバー等を確認し、診療・検体採取の実施場所まで安全に誘導する。
- 診療・検体採取実施場所に移動した車のエンジンを停止させて、窓を開けるよう案内する。その後、診療・検体採取を実施する。
※可能であれば、子供等の車内で検体採取困難な場合に備えて、診察室、プレハブやテントなどの場所を確保しておく。
- 野外で実施することとなる場合、雨天・強風等の気象状況の影響を受けることとなるため、2) プレハブ・テント式と同様の点について事前に十分に検討する。

(参考 1)

○ 感染対策について

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（2020 年 4 月 7 日改訂版）
国立感染症研究所・国立国際医療研究センター

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200407.pdf>

- ・ 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第 2 版改訂版（ver. 2. 1） 日本環境感染学会

http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide2.1.pdf

○ 検体採取について

- ・ 2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル（2020 年 4 月 16 日更新） 国立感染症研究所

https://www.niid.go.jp/niid/images/pathol/pdf/2019-nCoV_200416.pdf

「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」（令和２年４月１５日付け事務連絡）の別添２の診療情報提供書

令和 年 月 日		(別添２) 令和 年 月 日	
診療情報提供書		保健所報告書	
地域外来・検査センター 御担当医殿		地域外来・検査センター名【 】	
下記新型コロナウイルス感染の疑いの所見あり、PCR検査をお願いしたく存じます。２～７を記載		医師氏名【 】	
提出者情報		1.検査結果等	
医療機関名称		検査採取日	令和 年 月 日
住所		検体の種類	☐ 咽頭 ☐ 鼻腔
電話番号		検査結果	☐ 陽性 ☐ 陰性
ファックス番号		検査結果判明日	令和 年 月 日
医師氏名		新型コロナ以外の検査	☐ あり ☐ なし
所属医師会		実施した検査と結果	
管轄保健所			
2.患者情報			
ふりがな		生年月日・年齢	(明治、大正、昭和、平成、令和) 年 月 日 歳
氏名		性別	☐ 男 ☐ 女
職業		(勤務先・学校等)	
住所			
電話番号(自宅)		電話番号(携帯)	
メールアドレス			
現時点の居所			
医療保険情報(被保険者番号・記号・番号・枝番)			
同居家族	☐ あり(☐ 高齢者 ☐ 基礎疾患患者 ☐ 免疫抑制状態者 ☐ 妊娠者 ☐ 医療従事者等) ☐ なし		
3.患者本人以外の連絡者			
ふりがな		続柄	
氏名			
住所			
電話番号(自宅)		電話番号(携帯)	
メールアドレス			
4. 医師による確認事項			
妊娠の有無	☐ あり ☐ なし	ありの場合月数	
喫煙の有無	☐ あり ☐ なし	喫煙歴	☐ あり ☐ なし
基礎疾患の有無	☐ 糖尿病 ☐ 高血圧 ☐ 脂質異常症(高コレステロール血症) ☐ 脳血管疾患 ☐ 認知症 ☐ 心不全 ☐ 呼吸器疾患(COPD等) ☐ 免疫抑制剤の使用 ☐ 抗がん剤の使用 ☐ 透析治療中 ☐ その他 ()		
5.症状あるものにチェック		6. 現在の処方	
☐ 咳・鼻水 () 日前から			
☐ 発熱 () 日前から			
☐ 全身倦怠感 () 日前から			
☐ 呼吸苦 () 日前から			
☐ 味覚・嗅覚異常 () 日前から			
☐ その他の症状 ()			
		7. 特記事項	
8.患者の症状等			
重症か否か	☐ 重症 ☐ 重症でない	重症(※)と判断した日付	令和 年 月 日
発症年月日	令和 年 月 日		
検査依頼時点の症状	☐ ４と５と同じ ☐ それ以外の症状(具体的に記載)		
推定感染源			
※黄色の欄は外来・検査センター側で記載 ピンク・赤の欄は紹介元医療機関で記載			
※重症とは、ICU入室又は人工呼吸器の使用			